

自転車も 2026年4月1日
交通反則通告制度開始



自転車NEWS
自転車ルールQ&A編

警視庁交通部

※自転車の運転者（16歳未満の者を除く）がした一定の違反が交通反則通告制度の対象となります。



Q&A 自転車ルール編



Q1 運転免許を持っていません。標識の意味を教えてください。

A



この標識のある場所では停止線があるときはその直前で、ないときは交差点の直前で一時停止しなければなりません。

普通自転車
歩道通行可



自転車は車道通行が原則ですが、「普通自転車歩道通行可」の標識があるときは、普通自転車は、歩道を通行することができます。

Q2 ながらスマホが危険なのはなぜ？

A スマホの「通話」や「画像を注視」しながらの運転は片手運転となりブレーキがかけにくい状態となるだけでなく、文字や動画に集中することで歩行者や他車の存在を見落とししたり、意図せずに信号を無視してしまうなどの危険があります。

Q3 どんなヘルメットを被ればいいのか？

A SGマーク、JCFマークなどの安全性を示すマークが付いた、頭のサイズに合う自転車用ヘルメットをあごひもを締めて、正しく着用しましょう。

Q4 ライトは何をつければいいですか？

A 夜間10m先の障害物が確認できる明るさのライトを付けましょう。

Q5 点滅のライトを使用してもいいですか？

A 点滅式のライトは、「前照灯」にあらず、夜間、点滅式のライトのみで自転車を走らせることはできません。

Q6 右側通行はなぜいけないの？

A カーブや見通しの悪い交差点などにおいて、お互いに発見が遅れるなど、事故の危険が高まるためです。

Q7 自転車はどの信号を守ればいいの？

A 車道を通るときは「車両用信号機」、歩道を通るときは「歩行者用信号機」に従います。ただし、「歩行者・自転車専用信号機」があるときは、車道・歩道どちらを通るときであっても、「歩行者・自転車専用信号機」に従ってください。



「車両用信号機」



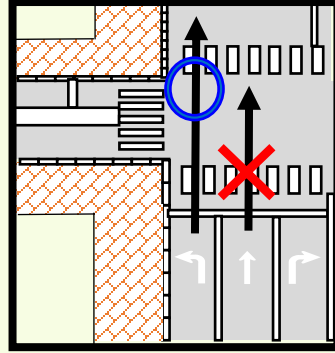
「歩行者用信号機」



「歩行者・自転車専用信号機」

Q8 左折専用レーンがある大きな交差点で直進するときは、どこを通れば良いですか？

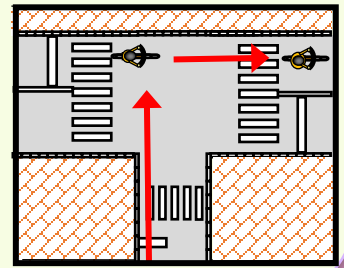
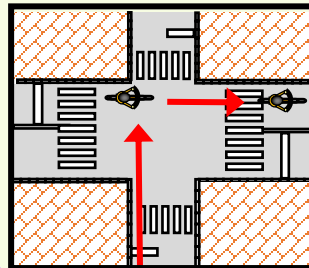
A



自転車は道路の左側から数えて一番目の車両通行帯を通行しなければなりません。一番左側の車線が左折専用レーンであっても、直進するときは左折専用レーンを通りません。

Q9 自転車はどうやって右折するの？

A 交差点では二段階右折です。二段階右折は、できる限り道路の左端に寄って、交差点の向こう側までまっすぐ進み、十分速度を落として曲がらなければなりません。丁字路の交差点であっても、二段階右折です。道路の左端に寄って、道路を横断し、向きを変えて進行します。



詳しくはこちら

警視庁ホームページ
【自転車の交通反則
通告制度の導入】



街とともに。人とともに。
FOR MORE COMMUNICATION

警視庁

警視庁交通部
特設サイト

交通事故を防ぐ、簡単だけど、効果のある方法が満載！
TOKYO SAFETY ACTION
<https://www.safetyaction.tokyo/>

